

第1章 変更の手続き

■ 変更の手続き

建設業許可を受けた者は、商号、資本金、役員、営業所、常勤役員等（経營業務の管理責任者）及び常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、支店長等法令で定める事項に変更があった場合及び決算期における使用人数、定款、会社の財務の状況に関する届けについて、定められた期限内に所定の書類で大阪府知事に届け出る必要があります。

変更の事由があるのに変更届を提出していない、決算が終了したのに決算期における各種届を提出していない場合、許可の取消対象となることや、更新及び業種追加等の申請や経営事項審査の申請ができなくなりますのでご注意ください。

変更届は、まず大阪府が委託している受託業者の担当者が、届出書類（建設業法施行規則で定められた様式及びその他の添付書類）が整っているのか、定められた箇所に必要事項の記載及び押印がされているのか等の形式的チェックを窓口で行い、その後大阪府職員が要件に係る審査を所定の確認書類で窓口審査し受付します。

また、受付後においても、大阪府の内部審査で、疑義が生じた場合、別途確認書類を求め、又は事務所等の確認調査を実施する場合があります。

■ 郵送受付の実施

各種変更届等の届出にあたっては、受付時の待ち時間短縮・来庁の回数軽減を図るため、郵送及び受付会場内に設置した投函ボックスを利用した受付を行っております。詳細は P.O-2 をご覧ください。

■ 届出書類

届出書類のうち建設業法施行規則等で様式が定められているもの、その他サンプル様式については、下記の大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室建築振興課のホームページからダウンロードしていただけます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kenkyoka/index.html>)

また、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）2階の諸用紙売場（P.O-1）で用紙類を販売しています。

営業時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

電 話：06-4703-8420 ※詳細は、直接お問い合わせください。

～行政書士による代理申請の取扱いについて～

平成 13 年 6 月 29 日に公布された行政書士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十七号）が施行され、行政書士による代理申請ができるようになっております。しかし、令和 8 年 1 月 1 日に改正法が施行されたことにより行政書士でない者が、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署の窓口へ提出する申請書等を反復継続して作成することは、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）により禁じられていますのでご注意ください。（法律で定めのある場合を除く）

変更届

許可年月日	令和 年 月 日
許可番号	大阪府知事 許可 (般 特)
	第 [] [] [] [] [] [] [] 号

該当する届出事項の番号に「○」をする。

届出事項												
1	2	3	4	4-2	5	6	7	8	9	10	11	11-2
商号	営業所	資本金	法人役員	法人代表者	個人氏名	支配人	令 3	営業所技術者等	経営等	社会保険	廃業（全部）	廃業（一部）

受付担当者	
台帳	

〒 [5] [5] [9] [8] [5] [5] [5]

営業所所在地 大阪市住之江区南港北1-14-16

商号又は名称 大阪建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 大阪 次郎

電話 06-6941-0351 番

担当者・届出代理人

行政書士 建設 花子

電話 06-6210-9735 番

届出される方について本人確認書類の提示が必要です。
提示がない場合は、審査及び受付は行いません。
※必ずP.6-30を参照して下さい。

必ず日中に連絡可能な電話番号を記載して下さい。

■記載上の留意点（全ての変更届について）

- 各様式に個人の氏名を記載する場合は、戸籍上の文字を使用してください。
- 個人の住所を記載する場合は、届出時の居住地の住所を記載してください。

※変更届及び決算変更届は大阪府知事提出用（正）と届出者控え用（副）の2部を受付会場で受付します。